

臨床実習コア試験に関する申合せ

(平成18年7月19日教授会決定)

- 1 5年次生は、臨床実習コア試験を原則として受験しなければならない。
- 2 試験開始日までに5年次に自主留年を希望する意思表示(書類提出)があれば、試験は翌年度に受験させる。
- 3 臨床実習コア試験は、内科(7東, 7西, 4東, 6西), 総合診療部, 小児科, 産科婦人科, 一般・消化器外科, 精神神経科, 麻酔科蘇生科・救命救急センターについての総合問題で実施し、総括講義の1科目として取扱う。
また、この試験は、マークシート方式で行い、コンピューターで採点する。
(試験問題で正答率20%未満の問題及び90%以上の問題はカットすることができる。なお、90%以上のカットについては総問題数の1割までとする。)
- 4 臨床実習コア試験の得点は、210点満点を100点満点に換算する。
- 5 上記4で60点(126点/210点)未満の者は再試験を受けなければならない。
- 6 追試験は、傷病その他やむを得ない理由により本試験を欠席した者で、教科主任が認めた者に限り、受験することができる。
なお、追試験を希望する者は、試験欠席届及び医師の診断書又は理由書(その理由を記載し、説明できるもの)を可及的速やかに提出しなければならない。
- 7 追試験は、臨床実習コア試験の再試験の際に行う。
- 8 再試験は、本試験の不合格者のうち、あらかじめ再試験受験願を提出した者で教科主任が認めた者に限り受験することができる。
- 9 再試験は、6年次の総括講義の再試験と同時期に行う。
- 10 再試験の得点は、60点(126点/210点)以上の得点を得ても、60点(126点/210点)として判定する。
- 11 再試験を欠席した場合は、得点は0点とする。

- 12 本試験の合否と得点は，発表するが再試験の合否と得点は発表しない。
- 13 合否判定については，総括講義の申合せに準ずる。
- 14 総括講義の合否判定で不合格になった者は，翌年度に，6年次の各診療科試験全科目（20科目）を受験することとし，この場合臨床実習コア試験の得点は加味しない。

附 記

この申合せは，平成18年 7月20日から実施する。

附 記（平成19年 6月 6日改正）

この申合せは，平成19年 4月 1日から実施する。